

大津市公営企業管理者
山 極 正 勝 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会
会長 本 多 滝 夫

大津市ガス特定運営事業等の実施に伴う収納代行業務に係る
電子計算機等の結合について（答申）

平成 30 年 10 月 23 日付け、大企官第 33 号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。なお、今回適當と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるとともに、必要に応じて本審査会への報告がなされるよう要請します。

記

諮問された事項については、公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれないと判断され、妥当なものと認められる。

（個別事項）

項目 (所管課)	諮問事項が認められる理由
官民共同出資により設立する新会社から、ガス料金の収納業務等の委託を受け、本市が実施する。大津市の料金システムを利用することから、新会社が料金収納にかかる顧客情報や収納情報の確認及び更新をするため、電子計算機等の結合をする。 (経営戦略課官民連携推進室)	ガス小売事業に関する顧客（個人）情報を新会社に継承することについては、当審査会が、答申第 52 号において妥当と判断したところである。企業局では従来、上下水道・ガスと 3 事業分のデータを管理しているところ、市民の利便性を損なわないために、新会社へのガス事業の引き継ぎ後も、従来どおり料金の収納業務は企業局において上下水道・ガスの 3 事業一体徴収等を行うこととされている。このため、データの日常的な更新が相互に必要とされ、データ間の齟齬がないようにするために、電子計算機の結合が必要とされる。 また、当該電子計算機の結合に際しては、システム改修をして、新会社の端末ではガス小売以外の情報は閲覧できないようメンテナンスがなされる。このことにより、新会社では必要最低限の情報についてのみ閲覧及び操作ができるように改修することであり、個人情報の保護のために必要な措置がとられている。 以上により、収納代行業務に係る電子計算機等の結合は、公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれないと認められる。